平成18年度包括外部監査結果報告書指摘事項等の措置実施状況

| ペー | 項目 | 内容 | 担当課 | 措置状況 | 対応 区分 |
|------|--------|--|------------|--|----------|
| P156 | 資金貸付金) | 現状延滞債権の管理が不十分である。延滞者については月次に母子支援員から報告を受け、また必要があれば自ら家庭訪問し、個々の債務者の状況を月次整理月報等により常時把握しておく必要がある。 担当者の不足等から債権管理に充分な時間が割けない場合には、債権回収に長けた外部者に委託することも検討の余地がある。 | 子育で支援 課 | (措置済み) 生活困窮,行方不明等の理由により,一部の延滞債権は回収が 困難な状況にありますが,月次に母子自立支援員から報告を受け,滞納整理票により個々の債務者の状況の把握に努めるとと もに,個別訪問徴収や連帯借主及び連帯保証人への連絡,催告 等により,積極的な働きかけを行っています。 また,外部者への委託等の検討の結果,平成22年3月から母子寡婦福祉資金償還金を専門に徴収する非常勤嘱託員を任用 しました。 (平成23年1月) | 措置済 |

(公表日 23年2月23日)